

別表（第 28 条関係）

項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
1	正当な理由なく10日以内の間連続して、所定の勤務日に勤務しないこと	減給又は戒告
2	正当な理由なく11日以上20日以内の間連続して、所定の勤務日に勤務しないこと	停職又は減給
3	正当な理由なく21日以上の間連続して、所定の勤務日に勤務しないこと	免職
4	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務しないこと	戒告（教職員にあっては減給又は戒告）
5	病気休暇、介護休暇その他の休暇の承認又は職務に専念する義務の免除の承認を受けるに当たり、虚偽の申請をすること	減給
6	前項の申請により承認を受けた休暇又は職務に専念する義務の免除に基づき、所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないこと	停職又は減給
7	自らの出退勤打刻（出勤又は退勤の状況を記録するための装置に出勤又は退勤の時刻を記録することをいう。以下同じ。）を他人に行わせること（次項に該当する行為を除く。）	減給又は戒告
8	自らの出勤又は退勤の時刻と異なる時刻において、自らの出退勤打刻を他人に行わせること	停職
9	依頼を受けて他人の出退勤打刻を行うこと	減給又は戒告

10	正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱し、又は私的な行為を繰り返し行う等して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
11	職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
12	前2項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
13	上司その他の職員に対する暴行、暴言その他の不穏当な言動により、職場の秩序を乱すこと	停職、減給又は戒告
14	職務に関し、上司に虚偽の報告を行うこと	減給又は戒告
15	前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	停職又は減給
16	法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行うこと	停職又は減給
17	同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をすること	減給又は戒告
18	前項に掲げる行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおること	免職又は停職
19	職務上知り得た秘密を漏らすこと	減給又は戒告
20	前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職

21	教職員が自らが勤務する学校（幼稚園を含む。）の児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）又は保護者、地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の適切な管理を怠ること	減給又は戒告
22	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報を取得すること	減給又は戒告
23	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、保有個人情報（大阪市個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を流出させ、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
24	保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用すること	免職又は停職
25	重大な過失により公文書（大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）第2条第3項に規定する公文書をいう。以下同じ。）を紛失し、又は汚損することにより、公務の運営に重大な支障を生じさせること	停職、減給又は戒告
26	重大な過失により公文書の盗難に遭うこと	停職、減給又は戒告
27	故意に保存期間の満了していない公文書を廃棄し、公務の運営に重大な支障を生じさせる	免職又は停職

	こと	
28	公文書を不正に作成し、使用すること	免職又は停職
29	故意又は重大な過失により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている事項の正確性又は完全性を損い、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告
30	前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
31	任命権者の許可を得ることなく、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること	停職、減給又は戒告
32	暴行若しくは脅迫を用いて他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をすること	免職又は停職
33	相手の意に反することを認識した上で、他の職員に対し、性的な内容の発言、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の送付、身体への接触、つきまといその他の性的な言動（以下「性的言動」という。）を行うこと	減給又は戒告

34	前項に掲げる行為を繰り返すこと	停職又は減給
35	第33項に掲げる行為を執拗に繰り返すことにより、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職又は停職
36	教職員が児童等又は保護者等に対して性的言動を行うこと	停職、減給又は戒告
37	前項に掲げる行為により、児童等に著しく不安又は不快感を与え、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること	免職
38	教職員が児童等の身体を傷害するに至らない体罰を行うこと	停職、減給又は戒告
39	教職員が前項に掲げる行為を常習的に行うこと	免職又は停職
40	教職員が体罰により児童等の身体を傷害すること	免職、停職又は減給
41	職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をすること	免職
42	正当な理由なく、利害関係者と共に遊技若しくはゴルフをし、又は旅行をすること	停職、減給又は戒告
43	正当な理由なく、利害関係者から金銭若しくは物品の贈与若しくは貸付け又は便宜の供与を受けること	免職又は停職
44	公的な債権を滞納し、履行の督促にもかかわらず支払わないこと	減給又は戒告

45	前項に掲げる行為を繰り返すこと	停職又は減給
46	破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受け、公務に支障を生じさせること	減給又は戒告
47	過失により公金（教職員にあっては公金に準ずる金員を含む。以下同じ。）又は物品を紛失すること	戒告
48	過失により公金又は物品の盗難に遭うこと	戒告
49	故意に職場において物品を損壊させること	減給又は戒告
50	重大な過失により公金又は物品を紛失すること	減給
51	重大な過失により公金又は物品の盗難に遭うこと	減給
52	公金を横領し、窃取し、又は詐取すること	免職
53	過失により職場において出火又は爆発を発生させること	減給又は戒告
54	故意に法令に違反して給与の支給に関し不正な手続を行うこと又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をして給与を不正に受給すること	免職、停職又は減給
55	正当な理由なく、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車（以下これらを「自動車等」という。）を常例として通勤に使用すること	停職又は減給

56	公金の支出若しくは収入又は物品の購入若しくは管理に関し、不適正な処理をすること（次項に該当する行為を除く。）	減給又は戒告
57	公金の支出若しくは収入又は物品の購入に関し、不適正な資金を捻出し、又は当該資金から支出すること	免職又は停職
58	契約関係規程に違反する不適正な契約事務を行うこと（次項又は第60項に該当する行為を除く。）	減給又は戒告
59	入札の手続を避けるための意図的な分割発注に係る契約事務を行うこと	減給又は戒告
60	当事者間に履行の意思のない架空の契約に係る契約事務を行うこと	停職又は減給
61	前3項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせること	免職又は停職
62	放火、殺人、強盗、強姦又は麻薬若しくは覚せい剤の使用若しくは所持を行うこと	免職
63	横領、窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、公務執行妨害又は職務強要を行うこと	免職又は停職
64	人の身体を傷害するに至らない暴行を行うこと	減給又は戒告
65	暴行を加えて人の身体を傷害すること	停職又は減給
66	故意に他人の物を損壊すること	減給又は戒告
67	賭博をすること	減給又は戒告
68	常習として賭博をすること	免職又は停職

69	公共の場所又は公共の乗物において、酒に酔って公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動を行うこと	減給又は戒告
70	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をすること又は18歳未満の者にわいせつな行為をすること若しくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせること	免職又は停職
71	公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規定するストーカー行為をいう。）をすること	免職又は停職
72	公然わいせつ、盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行うこと	停職又は減給（教職員にあっては、免職、停職又は減給）
73	教職員が前3項に掲げる行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること	免職
74	酒気を帯びて自動車等を運転すること（以下「飲酒運転」という。）（次項から第78項までに該当する行為を除く。）	免職又は停職
75	飲酒運転により人に傷害を負わせること	免職又は停職（教職員にあっては免職）



76	前項に掲げる行為の後、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等の必要な措置を講じる義務（以下「措置義務」という。）を怠ること	免職
77	飲酒運転により人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせること	免職
78	教職員が飲酒運転により他人の物を損壊させること	免職
79	飲酒運転となることを知りながら、運転者に飲酒をすすめ、又は自動車等に同乗すること	免職又は停職
80	自動車等を運転して人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせること	免職、停職又は減給
81	前項に掲げる行為の後、措置義務を怠ること	免職又は停職
82	自動車等を運転して人に傷害を負わせること	減給又は戒告
83	前項に掲げる行為の後、措置義務を怠ること	停職又は減給（教職員にあっては免職、停職又は減給）
84	自動車等を運転して他人の物を損壊させる行為の後、措置義務を怠ること	停職、減給又は戒告
85	著しい最高速度違反、無免許運転その他の悪質な道路交通法に違反する行為を行うこと	停職、減給又は戒告
86	前項に掲げる行為により人に傷害を負わせ、又は当該行為の後、措置義務を怠ること	免職又は停職